

監査報告書

平成 27 年 5 月 20 日


日本貸金業協会
会長 山下 一 殿

日本貸金業協会


常任監事

成島 克佳 

監事

羽生 正弘 

監事

籠谷 修司 

このたび、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの平成 26 年度における (1)財務諸表及び(2)財産目録並びに(3)収支計算書(重要な内部管理資料)に係る監査及び業務監査を実施しましたので、その結果を下記のとおりご報告いたします。

I 監査の概要

1 会計監査

(1)財務諸表(①貸借対照表 ②正味財産増減計算書)及び(2)財産目録については、一般会計、事業特別会計、資格試験特別会計、主任者登録特別会計、登録講習特別会計各々の作成プロセスの妥当性及び公益法人会計基準(20 年基準)の準拠性を検証した。

(2)収支計算書(公益法人会計 20 年基準より作成義務なし)についても重要な内部管理資料として作成されているため、一般会計、事業特別会計、資格試験特別会計、主任者登録特別会計、登録講習特別会計各々の作成プロセスの妥当性を検証し、併せて平成 26 年度の収支状況の表示の適正性についても検証した。

2 業務監査

業務監査については、監事による実地監査及び内部監査部門が行う監査活動から業務の有効性を検証し、併せて理事会をはじめとする各種会議体への出席や議事録等の点検により役員等の職務執行の妥当性を検証した。

II 監査意見

1 会計監査

(1) 財務諸表等(①貸借対照表・同内訳表 ②正味財産増減計算書・同内訳表 ③財産目録)

財務諸表等は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の20年基準に準拠して、日本貸金業協会の平成26年度末日現在の財政状態並びに同事業年度の正味財産増減の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認められる。

(2) 収支計算書

収支計算書(公益法人会計20年基準より作成義務なし)についても重要な内部管理資料として「公益法人会計における内部管理事項について」(平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ)に従って、日本貸金業協会の平成26年度の収支の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認められる。

2 業務監査

業務監査においては、役員等が行った業務の有効性及び職務執行の妥当性を網羅的に検証したが、業務及び職務執行は有効かつ適正であり、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実は認められない。

以上